

両親が日本人と外国人

郵送で提出する場合、実際に届出書を記入した日または投函日を記入。窓口へ持参の場合は窓口提出日を記入。

記載事項は、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で記入。ただし、下部枠外に記入する住所のみ英字表記。

届出 令和元年9月5日届出		令和元年 月 日 第 号		金 印	
在テロト日本国大使館 総領事 殿		送付 令和元年 月 日 第 号		氏 名 住所 通 知	
日本名にスペースや中点 (・)、カンマ(,)等の符 号は使えません。					
(1) 生 子 ま の 氏 名	が い 子 氏 名 外務 花子	続 出 子 (二 男 女)			
(2) れ た	生 誕 時 刻 令和元年8月3日 午前 午後 0 時 12 分	続 出 で ない 子			
(3) た 子	生 誕 地 アメリカ合衆国ミシガン州デトロイト市オックスフォード通り418番地	番 地 号			
(4) 住 所	アメリカ合衆国ミシガン州デトロイト市オックスフォード通り500番地	番 地 号			
(5) 生 ま	父 氏 名 ラスト、ファーストミドル 母 氏 名 外務 知子	訂正印			
生 年 月 日 (子が生まれたとき の年齢)	父 1984年8月31日(満34歳) 母 昭和60年7月15日(満34歳)				
本 籍 及 び 国 籍	東京都千代田区霞が関 25月2	訂正印			
同居を始めたとき	平成24年10月	訂正印			
子が生まれたとき の世帯 お母さまの仕事	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事 2. 自由業・商工業・サービス業等を営む 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者 4. 3にあてはまらない常用労働者(パート・アルバイト等) 5. 1から4にあてはまらないその他 6. 仕事をしている者のいない世帯	訂正印			
母の職業	(国勢調査の年一 年一のもの) 父の職業	母の職業			
出生登録証明書も添付する	日本国籍を留保する	署 名 外務 知子			
子の出生時刻証明資料として、新生児のバッドに付いた名札のコピーを添付する。 知子について、英文出生登録証明書には「花子知子」とあるが、戸籍には 「花子」のみ届け出る。					
出生証明書の名と、戸籍に届け出る名が違う場合は記入					
父 母	2. 法定代理人()	3. 同居者	4. 医師	5. 助産師	6. その他の立会者 7. 公役所の長
住 所	(4) 欄に同じ	番 地 号			
本 籍	(6) 欄に同じ	番 地 号	筆頭者の氏名 (6) 欄に同じ		
署 名	外務 知子	昭和60年7月15日生			
事件簿番号					
(届出人の連絡先及び電話番号) 住所: 500 Beach Park Dr. Ann Arbor MI 48102 U.S.A. TEL: 810-111-2222					

夜中の 12 時は
午前 0 時、
昼の 12 時は
午後 0 時と記入。

本籍地は、ハイフン(－)などで略さず戸籍に記載のとおり正確に記入。不要な文字は二重線で消す。

両親の一方が必ず本人により署名し押印。印鑑がない方は、拇印（右手親指）を押す。

米国生まれの場合には、必ず「出生登録証明書」を添付する」と記載する。

出生証明書
に出生時刻
や出生場所
の記載がな
い場合は記
入。

現住所（郵送用）を**英語表記**で記入。上記「住所」欄に日本語で記入した住所と内容が一致するように記入。電話番号も記入。

印鑑がない方は、
拇印（右手親指）
を押す。

記入の注意

ここは何も記入しないでください。

- 届書はすべて日本語で記入してください。また鉛筆や消えやすいペンで記入しないでください。
- 子が生まれた日からかぞえて3か月以内には出生地の大使館または、(給)領事館に出してください。
- 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。この場合は、必ず父か母（又は子の法定代理人）が届出人となってその扶養の「日本国籍を留保する」欄に署名してください。
- 子の名は常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。
- にあてはまるものに○のようにするしをつけてください。
- 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。
なお、病院名を書く必要はありません。
- 日本人父または母について本籍と筆頭者（戸籍の一番最初に書いてある人）の氏名を書いてください。
父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
- 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
- 届書は2通（新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは3通）出してください。
- 日本国籍を留保し重国籍となった者は22才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍を喪失することがありますので、注意してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省 所管）にも用いられます。

なお、医師が日本語で記入する「出生証明書」の記載の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生証明書

子の氏名			男女の別	1男	2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 時 分 午後			
(10) 出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他			
	出生したところ	番地 番 号			
	（出生したところの種別1～3）施設の名称				
(11) 体重及び身長	体重	グラム	身長	センチメートル	
(12) 単胎・多胎の別	1単胎 2多胎（ 子中第 子）				
(13) 母の氏名			妊娠週数	満 週 日	
(14) この母の出産した子の数	出生子（この出生子及び出生後死亡した子を含む） 死産児（妊娠満22週以後）				人 胎
(15) 1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 (住所) 番地 番 号 (氏名) 印				

出生証明書記入の注意

- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 出生証明書（11）欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 出生証明書（14）欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師とともに立会った場合には医師が書くように1、2、3、の順序に従って書いてください。